

掛川市規則第6号

掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年掛川市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「農地法」を「農地法等」に改め、同条中「事務」の次に「（第1号、第3号から第6号まで、第11号及び第14号に掲げる事務にあつては、2以上の市町の区域にまたがる土地に係るものを除く。）」を加え、同条各号を次のように改める。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号。以下第14号までにおいて「法」という）第4条第1項の許可に関すること。
- (2) 法第4条第3項（同条第6項並びに法第5条第3項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（前号及び次号から第5号までに掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。
- (3) 法第4条第5項の協議に関すること。
- (4) 法第5条第1項の許可に関すること。
- (5) 法第5条第4項の協議に関すること。
- (6) 法第18条第1項の許可に関すること。
- (7) 法第18条第3項の規定による意見の聴取（前号に掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。
- (8) 法第49条第1項の規定による立入調査、測量並びに除去及び移転（第1号、第3号から第6号まで及び第11号に掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。
- (9) 法第49条第3項の規定による通知（前号に掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。
- (10) 法第50条の規定による報告の徴取（第1号から前号まで及び次号から第14号までに掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。
- (11) 法第51条第1項の規定による処分に関すること。
- (12) 法第51条第3項の規定による措置及び公告（前号に掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。
- (13) 法第51条第4項の規定により負担させる費用の徴収（前号に掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。
- (14) 法附則第2項の規定による協議に関すること。
- (15) 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第7条第4項（同令第15条第2項及び第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知（第1号、第4号及び第6号に掲げる事務に

係るものに限る。)に関する事。

- (16) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第26条第2項の規定による意見の聴取（第1号、第4号及び第6号に掲げる事務に係るものに限る。)に関する事。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。